

可児市介護保険制度における境界層措置実施要領

1. 趣旨

この要領は、介護保険制度において、本来適用されるべき基準等を適用した場合、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用した場合、生活保護を必要としない状態になる者について、当該より負担の低い基準等を適用することとしている措置（以下「境界層措置」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象者

境界層措置は、可児市介護保険被保険者であって、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 22 条の 2 の 2 第 5 項第 2 号又は第 6 項の規定が適用される者
- (2) 令第 29 条の 2 の 2 第 5 項第 2 号又は第 6 項の規定が適用される者
- (3) 令第 39 条第 1 項第 1 号イ(2)若しくはニ、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、若しくは第 5 号ロ又は可児市介護保険条例第 2 条第 6 号イ、同条第 7 号イ、同条第 8 号イ、同条第 9 号イ、同条第 10 号イ、同条第 11 号イ、同条第 12 号イ、同条第 13 号イ、同条第 14 号イ、同条第 15 号イ若しくは同条第 16 号イの規定が適用される者
- (4) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）第 83 条の 5 第 2 号若しくは規則第 97 条の 3 第 2 号又は規則第 172 条の 2 において準用する規則第 83 条の 5 第 2 号に掲げる者
- (5) 規則第 113 条第 4 号に規定する者

3. 申請

境界層措置を受けようとする者は、介護保険境界層措置適用申請書（様式第 1 号）に福祉事務所長が交付する境界層該当証明書を添付して、市長に申請しなければならない。

4. 境界層措置の決定

申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、境界層措置の適用の可否を決定し、介護保険境界層措置決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

5. 境界層措置の適用開始日

境界層措置の適用を開始する日は、境界層措置該当者となった事由が、生活保護申請の却下によるものである場合には当該申請がなされた月の初日、生活保護の廃止によるものである場合には廃止された月の初日とする。ただし、境界層措置の適用を受けている者が、継続して適用を受けるために、生活保護の却下による申請を行う場合においては、適用期間の終了後の月の初日を適用開始日とする。

6. 境界層措置の適用期間

境界層措置の適用期間は、前条の規定による適用開始の日の属する月から翌年度の7月末日までとする。ただし、適用開始の日の属する月が4月から7月である場合には、当該適用開始の日の属する年度の7月末日までとする。

7. 境界層措置の適用方法

境界層措置の適用を決定した者に対し、次に掲げる第1号から第5号の費用負担に関し、生活保護を要しない状態となるまで、第1号から第5号の順に適用する。

(1) 介護保険被保険者証への給付額減額等の記載

令第35条第3号及び規則第113条第4号の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を行わない。

(2) 居住費の負担限度額又は居住費の特定負担限度額

法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額及び介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額の規定に基づき、より低い居住費の負担限度額又は居住費の特定負担限度額を適用する。

(3) 食費の負担限度額又は食費の特定負担限度額

法第51条の3第2項第1号及び法第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額及び施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額の規定に基づき、より低い食費の負担限度額又は食費の特定負担限度額を適用する。

(4) 高額介護(予防)サービス費に係る負担の上限額

法第51条第1項又は法第61条第1項の規定による高額介護(予防)サービス費に係る負担の上限額について、令第22条の2の2第5項第2号及び同条第6項又は令第29条の2の2第5項第2号及び同条第6項の規定に基づき、より低い上限額を適用する。

(5) 介護保険料

法第129条第2項に規定する保険料率について、令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、若しくは第5号ロ又は可児市介護保険条例第2条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第

11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ若しくは同条第16号イの規定に基づき、より低い保険料率を適用する。